

2016年10月13日

No.269

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

10月11日、総務委員会では16年度第二次補正予算案の関連法案である、「地方交付税法及び特別会計に関する法の一部改正案」が審議されました。又市征治議員は、本案が熊本地震による災害対策及び東日本大震災に係る復興事業の財政手当を内容としているために、補正予算案本体とは異なり、賛成しました。

復興基金を創設する基準、金額の算定基準は何か



又市議員は、この間の災害対策基金創設の実績、事業額をふり返り、災害に際してどのような基準で基金創設を行うのか、今回の510億円の支出はどのような根拠で決定されたのか、金額が少ないのではないかと政府の見解を質しました。

高市総務大臣は、被災による財政需要は年度ごとに措置するのが基本だが、大災害であり対応に長期間かかり、地域的にも広範にわたる場合は、複数年度にわたり弾力的に対処するための基金の造成に財政措置をすると答弁しました。黒田自治財政局長は、今回の金額は阪神淡路大震災における対応を基準に算定したと答弁しました。

復旧・復興にむけて自治体の財政負担の大きさは

続いて又市議員は、「現行法の災害対策の支援事業の負担で基金が全て枯渇をし、財政はパンク寸前」という地元の声を紹介し、復旧・復興施策が自治体財政に与える影響、また松本防災担当大臣が特別立法を制定しなくても十分な税制措置をとっていると発言したことに対し、その根拠を説明するように求めました。

黒田財政局長は、負担の大きさについて正面からは答弁はしませんでした。自治体の財政運営に支障がでないように対応すると約束しました。緒方・内閣府大臣官房信審議員は激甚災害と指定したことや、今回の補正予算案の内容を述べるだけで、今後の被災自治体の負担についてはまったく触れることなく発言を正当化しました。又市議員は、「くまもと復旧・復興有識者会議」が「東日本大震災において到達された国の手厚い復興支援の基準を切り下げることがないように」と提言していることを指摘し、熊本の思いを裏切ることのないように求めました。

一部損壊住家の修復に財政支援を

最後に又市議員は、現在の被災者生活再建支援法では熊本地震による被災住家の4分の3を占める13万戸以上の一部損壊住家に何の支援もないことを指摘し、改善を求めました。総務大臣は、住む場所がないのは本当に切実な問題であるとの認識を表明し、総務省だけで対応できないが関係各省とも協力をし合い、また地方自治体の財政運営に影響が出ないように力を尽くしていくと答弁しました。

又市議員は、被災者支援の自治体独自の取組みを国としても受止め、政府として支援法の拡充に努めるように要求しました。